

第 5 次町田市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

第 1 設置

第 5 次町田市農業振興計画の策定に関し、農業関係者等の意見を聴取するため、第 5 次町田市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （１）第 5 次町田市農業振興計画の策定に関すること。
- （２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - （１）学識経験を有する者 1 人
 - （２）市内の農業者の代表 1 人
 - （３）町田市農業協同組合の代表 1 人
 - （４）町田市消費生活センター運営協議会の代表 1 人
 - （５）市内の農業関係団体の代表 1 人
 - （６）市内の経済関係団体の代表 1 人
 - （７）市内の観光関係団体の代表 1 人
 - （８）一般社団法人東京都農業会議の代表 1 人
 - （９）町田市農業委員会委員の代表 1 人

第 4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第 2 の規定による報告をしたときまでとする。

第 5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2026年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2027年3月31日限り、その効力を失う。